

消防予第372号
平成30年6月1日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に
添付する点検票の様式の一部を改正する件の公布について

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（平成30年消防庁告示第12号。以下「改正告示」という。）が平成30年6月1日に公布されました。

今回の改正は、実機での検証や現場での実態調査に基づく検討を踏まえ、非常電源（自家発電設備）の点検方法を合理化する等の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

1 総合点検における運転性能に係る点検の見直しについて

現行規定では、運転性能に係る点検の方法は負荷運転に限られているところ、負荷運転の代替点検方法として、内部観察等を規定したこと。

2 負荷運転の実施周期の見直しについて

現行規定では、1年に1回の総合点検において負荷運転を行う必要があるところ、潤滑油等の交換など運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合には、点検周期を6年に延長することとしたこと。

なお、非常電源（自家発電設備）の点検実施時には、以下の2点について留意されたい。

（1）平成29年6月以降に現行規定に基づく負荷運転を実施している非常電源（自家発電設備）については、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じることにより、当該負荷運転を実施してから6年を経過するまでの間は、改正告示による改正後の昭和50年消防庁告示第14号（消防用設備等の点

検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）（以下「点検基準」という。）別表第 24 第 2 項（6）に規定する運転性能に係る点検を実施しないことができる。

ただし、平成 29 年 5 月以前に現行規定に基づく負荷運転を実施している非常電源（自家発電設備）にあっても、当該負荷運転を実施して以降、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じていたことが過去の記録等により確認できるものに限り、当該負荷運転を実施してから 6 年を経過するまでの間は、点検基準別表第 24 第 2 項（6）に規定する運転性能に係る点検を実施しないことができる。

（2）平成 29 年 6 月以降に製造された非常電源（自家発電設備）については、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じることにより、製造年から 6 年を経過するまでの間は、点検基準別表第 24 第 2 項（6）に規定する運転性能に係る点検を実施しないことができる。

ただし、平成 29 年 5 月以前に製造された非常電源（自家発電設備）にあっても、製造年以降、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じていたことが過去の記録等により確認できるものに限り、製造年から 6 年を経過するまでの間は、点検基準別表第 24 第 2 項（6）に規定する運転性能に係る点検を実施しないことができる。

3 負荷運転の対象の見直しについて

現行規定では、総合点検の際に、すべての非常電源（自家発電設備）に負荷運転を必要としているところ、ガスタービンを原動力とする自家発電設備は負荷運転を不要としたこと。

4 換気性能の点検の見直しについて

現行規定では、負荷運転時に換気性能に係る点検を行うこととされているところ、無負荷運転時に換気性能に係る点検を行うように変更したこと。

5 施行期日等に関する事項について（改正告示附則関係）

公布の日から施行することとしたこと。